

阿賀野市農業者年金加入推進員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年11月11日

阿賀野市農業委員会

会長 小 嶋 寛

阿賀野市農業委員会規則第 1 号

阿賀野市農業者年金加入推進員規則の一部を改正する規則

阿賀野市農業者年金加入推進員規則（平成16年阿賀野市農業委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（推進員の委嘱）

第2条 加入推進委員は、次の各号に掲げる職にある者とし、阿賀野市農業委員会会長が委嘱する。

（1）阿賀野市農業委員会の委員

（2）阿賀野市農業者年金受給者連盟の会長及び副会長

第4条第1項中「1年とし、再任を妨げない」を「第2条各号に規定する職の任期とする」に改め、同条第2項中「欠員を」を「欠員が」に改め、同項後段を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。